

議案第 23 号 三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○16 番(野村羊子さん) では、議案第 23 号 三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について質問をいたします。

この条例改正は、自家用車を市の公の用事に使用した場合に、1キロメートル当たり 37 円の支給とする、その制度を新設するという理解でよろしいでしょうか。新設に至る経緯はどのようなものでしょうか。どのような場合に適用されるのでしょうか。これまで、この制度がなかったときにはどのような対応をしていたのでしょうか。1キロメートル当たり 37 円という、この金額の根拠は何でしょうか。年間何回程度、この制度が適用されるというふうに想定しているでしょうか。

以上、お願いいたします。

○16 番(野村羊子さん) もう1回確認しますけれども、どのような場合というところで、車椅子の職員だけが対象になるのか。災害等の場合にやむを得ず自家用車で来た人が、その自家用車を活用するというふうなこともたしか想定されていたと思いますが、そこをもう1回確認したいと思います。

○16 番(野村羊子さん) それでは、今、確認をしたいと思いますが、まずこの選挙事務に従事する職員ですけれども、選挙の種類とか、投票所の中の投票箱の数等によって変わるというふうに言っていますが、例えば、市長・市議選を例に取れば、朝7時から 20 時に開所する投票所に 9 人、市内 30 か所で 270 人、20 時からの開票事務に対して約 200 人と聞いています。つまり、延べで約 500 人、継続して兼務する職員もいることから、実人数では三百数十人いるとのことで、1,000 人いる正規職員の約3分の1に従事するというふうなことで聞いていますけれども、その認識でよろしいでしょうか。

基本的には正規職員が当たっているということですが、非正規、あるいは、例えば今、ほかの部署から人員確保するというふうな対応が可能だろうというふうな話がありましたけれども、不足する場合に、日常的に勤務している非正規、今だと会計年度任用職員になりますけれども、そういう人たちに動員をかけるというふうなことがあり得るのか、あるいはこの選挙事務のためだけに臨時で雇用する場合というのがあるのでしょうか。選挙事務については、守秘義務が課せられているものなのでしょうか。

選挙事務は特殊な勤務であり、特殊手当が必要な業務と考えますが、今回手当を廃止する理由として明確な、今のお話ではとにかく減らすということ、超過勤務手当にすることだけしか分かりませんので、これについてもう1回確認をしたいと思います。

この選挙事務は東京都から必要経費が来る部分もあります。今回の選挙事務、特殊手当から超過勤務手当に変えることで、財源的に、市の財政的にプラスになるのかマイナスになるのか、それについて確認をしたいと思います。

○16番(野村羊子さん) ちょっと再質問しますね。1つは、適切ではないという都の指摘があった。この指摘に応じないということは――要するに、三鷹市独自として、これはやはり特殊な勤務である。選挙を公正・適切に運営するために、市の正規職員がちゃんと従事する。そのために、それに対して夜中従事したりするわけですから、特殊だということで、特殊手当とし続けるということに対する何らかのペナルティーが東京都からあるのかということ。

それと先ほどの答弁で、平均給与の手当の中身ですね。これは、平均なので、今までとほぼ同額になるだろうと言っていましたけれども、一人一人、個人個人にしたら、やはり上がる人、下がる人は出るわけですね。平均じゃないんだもの、もらっている額は。だとしたらね、実際には若手職員に対しては、特殊勤務手当で出される額と、出ていた額と同じ時間勤務した場合に超勤手当で出る額では、やはり若手職員は平均より以下の、平均だって40歳くらいですね。その人たち以下、20代、30代の職員が勤務した場合は、やはり今までこれ、変わっちゃったら、その後は出る額が変わってきちゃうし、下がっちゃうということになると思うんですが、その辺確認したいと思います。

○16番(野村羊子さん) では、討論をさせていただきます。

選挙事務は何よりも公平さと正確さ、そして現在はスピードも求められます。個人情報保護等守秘義務を守ることも当然です。市の職員であれば、日常の業務として、職務上知り得たことは口外しないということが当然であり、改めて研修する必要もありません。三鷹市では、市正規職員の約3分の1にも上る多くの職員が、早朝・深夜に及ぶ休日勤務をこなすことで選挙事務が行われてきました。正規職員による選挙事務を担保することは、公正、迅速、正確な選挙事務の遂行を、責任を持って果たす上で欠かせないと考えます。同じ公務員としての倫理感の上で、チームワークで手際よく処理できてきたということも評価できると思います。

職員は通常業務の上、内容的には全く違う特殊な勤務をこなすものだ。今回、東京都からの指摘により、特殊勤務手当としての選挙手当を廃止するとのことですが、選挙事務は、特殊な業務だと考えます。特殊な勤務に対する手当を確保し、正規職員によって選挙事務を滞りなく遂行できるよう、特殊勤務手当を継続すべきです。また、選挙手当を廃止し、超過勤務手当とすることで、若手職員は手当額がマイナスになります。同一価値労働同一賃金の視点から問題がありますし、職員のモチベーション維持の観点からも、選挙手当を廃止すべきではない。

防疫等作業手当を新設することには賛成いたしますが、そして労使合意した上での議案ではありますが、選挙事務の特殊性に鑑み、本議案に反対いたします。

議案第 29 号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○16 番(野村羊子さん) 討論いたします。

議案第 29 号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

条例改正は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の新設と新型コロナウイルス感染症による収入減となった場合の減免措置についての規定を新たに追加するものです。傷病手当金は、新型コロナ感染症に感染または感染の疑いがある給与所得者が欠勤した場合に、事業主の証明を添えて申請することで、1日当たりの収入の約3分の2を、欠勤した日数分、給付するものです。このこと自体は評価できることですが、新型コロナウイルス感染症に限定するもので、新型インフルエンザ、これも5日間お休みしなければならないというような、その他、欠勤せざるを得ない他の感染症やけがなどは対象外です。さらに個人事業主は対象外です。国民健康保険加入者が安心して療養し、長い目で見れば健康維持できるよう、今後、対象を広げていくことを求めます。

また、減免措置は、昨年度比 30%以上収入が減少している者で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、かつ事業収入、給与所得、不動産所得、山林所得以外の所得が 400 万円以下の者に対して、20%から 100%の減免を行うものです。納期が過ぎても減免申請を遡って申請できることとしています。事前に相談することがかなわず、納期が過ぎてからでは対応が困難な場合が、今まで発生してきた現状を踏まえれば、納期が過ぎても減免措

置ができることは大いに評価したいと思いますが、対象が限定的であり、もう少し幅広く設定し、困っている人をきちっと対象とすべきだと思います。いずれにしても、当事者からの申請があって初めて対応可能となるものです。傷病手当金にしても、減免措置にしても、制度が新設されたことを広く周知し、できるだけ事前相談、申請していただけるような対応、広報に掲載し、納付書に説明を同封すると聞きましたが、それ以上の何らかの告知を実施していただきたい。

以上の意見を添えまして、本議案に賛成いたします。

案第30号 三鷹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○16番(野村羊子さん) 質疑をさせていただきます。議案第30号 三鷹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

この議案は、民法改正による政令改正に基づいて改正されるものです。非常勤消防団員が職務遂行上障がい等を負った場合に支払われる障害補償年金の前払い一時金等が支給される場合、その期間の利息を差し引いて計算されますが、その利率を改正するものです。

質問の1です。利率はどのように改められるのでしょうか。

2、利率が変更されることは、どのような結果を生じるのでしょうか。

質問3、今回の利率改定によるマイナス、不利益変更というふうにはならないのか、不利益が発生しないのかどうかということについて確認したいと思います。お願いします。

○16番(野村羊子さん) まず、質疑をさせていただきます。

議案第32号 令和2年度三鷹市一般会計補正予算(第4号)。

この議案は、中原一丁目の雨水貯留施設の工事費用を2,206万4,000円増額し、うち1,312万4,000円を来年度の債務負担行為とし、今年度の予算を894万増額するものです。この雨水貯留施設は、2019年度から2021年度にかけて整備するもので、今年度、来年度、債務負担行為を設定しつつ、3年間での総事業費2億4,145万円だったものを、今回の補正で2億6,351万4,000円とするものです。現地は現在、地中に穴を掘り、貯留槽を構築す

る工事が行われているところです。

質問1です。なぜ総額2,206万4,000円もの、今年度894万円もの増額が必要なのでしょう
うか。

質問2、年度末ではなく、年度早々といってもよいこのタイミングで補正が必要な理由は何
でしょうか。

質問3、財源は財政調整基金の取崩しが130万、諸収入は764万、今年度894万に対し
て充てられています。この諸収入について、どういうものかについて御説明をください。

以上、お願いします。

○16番(野村羊子さん) それでは、討論します。

中原一丁目は、ひょうの被害のときに象徴的なように、地形的に谷あいになり、両側の崖か
ら水が集まってくる場所です。谷の突端にある部分に設置する雨水貯留施設は、都市型水
害を防ぐ施設として期待されているものです。取りかかったこの難工事、当初から難工事と
言われていましたけれども、ぜひ無事に、一刻も早く完成してほしいというのが周辺住民の
願いです。市が行うコンクリート製の地下埋設物としても最大級のものであるというふう
に言われています。この工事が一日でも早く遂行できるよう、必要な工事増額、きちっと対応する
ということで、原因が雨が多いということですので、こちらとしてはいかんともし難いことでして、
当初から見込むことが困難だったための途中の変更ということには了解いたしますので、こ
の補正予算に賛成します。